

令和5年度 第1回 新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業 最低賃金専門部会

日 時：令和5年10月12日（木）

午後1時30分から

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館

2階 労働局会議室

（事務局）

定刻になっておりますので、ただいまから令和5年度第1回新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事進行を務めさせていただきます。私は、室長補佐の大島と申します。よろしくお願いいたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、公労使の委員の方、全員出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項、同令第6条第6項の規定によりまして、委員定数の3分の2以上の委員の出席が認められますので、本専門部会は有効に成立していることをご報告いたします。

本日、最初の専門部会でもありますので、各委員のご紹介をさせていただくべきところなのですが、審議項目も多く、また時間も限られておりますので、お配りしてあります資料1の委員名簿と、机の上の名札をもってご確認いただくことでご紹介に代えさせていただきますと思います。また、事務局についてなのですが、本日は賃金室長の小柳、私、大島、それから賃金指導官の木村、それから、本日は労働基準部長の足立は所用で欠席になっております。よろしくお願いいたします。

続きまして、本専門部会の公開についてお話しいたします。従来、本専門部会については、非公開として運営してきておりましたが、本年7月7日に開催しました第1回新潟地方最低賃金審議会本審におきまして、本年示されました中央最低賃金審議会の目安制度のあり方に関する全員協議会報告、全協報告にもとづきまして、本専門部会の第1回については公開することが決定されました。つきましては、本年、本専門部会は公開となっております。なお、本専門部会の開催に先立ちまして、開催の公示をさせていただいたのですが、傍聴者の方については応募がありませんでしたので、本日の専門部会については傍聴者なしということになります。

それでは、議事次第2の(1)部会長及び部会長代理の選出をお願いしたいと思います。

最低賃金法第 24 条第 2 項及び同法第 25 条第 4 項によりまして、部会長及び部会長代理については公益代表委員の中から選出することとなっておりますが、当審議会については、従来より推薦により候補者を確認し、皆様方よりご承認をいただくという方法をとって選挙として行ってきております。本年も従来どおりの方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。ご異論はないようですので、従来どおり推薦により決めさせていただきたいと思えます。委員の皆様から推薦がございましたらお願いしたいと思えます。

(小林委員)

小林でございます。私から部会長及び部会長代理を推薦させていただきたいと思えます。本年度開催いたしました公益委員会議において、部会長に木南委員、部会長代理には有元委員を推薦することが確認されています。

その理由は、木南委員におかれましては、平成 25 年から本特定最低賃金専門部会長や最低賃金審議会委員を歴任されるなど、部会長就任に十分な経験と実績を積んでおられます。これまでの実績を踏まえてご推薦いたします。

有元委員におかれましては、令和 3 年から本特定最低賃金専門部会委員を歴任され、業務を通じて培ったその豊富な知識と経験をもとに、昨年は部会長不在の際に円滑な審議進行に務めていただきました。このような理由から部会長代理に推薦させていただくことといたしましたので、よろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。ただいま小林委員から部会長に木南委員、部会長代理に有元委員を推薦するとのこと発言がありました。ほかに推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

おられないようですので、部会長に木南委員、部会長代理には有元委員にすることについて、ご異議はありますでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。そうしましたら、木南部会長、有元部会長代理から、それぞれ一言ごあいさつをお願いしたいと思えます。まず、木南部会長からお願いしたいと思えます。

(部会長)

ありがとうございました。ご紹介にあずかりました木南でございます。

例年のことではございますが、なかなか難しい結論を出さなければいけない会議でございます。特定最低賃金、この業界におきまして非常に重要なものだと公益委員としても認識しております。労使のイニシアチブでぜひ全会一致で今年度も決定できればと思っておりますので、皆様方のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

(部会長代理)

ご紹介にあずかりました有元です。

私も何年か経験させていただいて、円滑な議論、建設的な議論に努めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。それでは、以降の議事進行につきまして、木南部会長からお願いしたいと思います。

(部会長)

ありがとうございました。それでは、議事次第に沿いまして進行してまいります。

次の議題(2)でございます。新潟地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程について、これをまず説明願います。事務局、お願いします。

(室 長)

お疲れさまです。賃金室長の小柳です。よろしくお願いいたします。

お手元の資料 2、専門部会の運営規程を添付させていただいております。お読みになっていただければと思いますが、主なところとしては、第5条です。冒頭に説明がありましたとおり、この5条で公開について規定しています。ここに但し書きがありまして、公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼす恐れがある場合、個人もしくは団体の権利・利益が不当に侵害される恐れがある場合、または率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合、このような場合には部会長は会議を非公開とすることができると、このような記述も書かれています。いずれにしてもこの規定に基づきまして今期も運営するというところをご確認をお願いします。

(部会長)

ありがとうございました。ただいま事務局より運営規程の公開について説明がございましたが、先ほど、会議の冒頭、これまでの本審における公開の決定の経緯などの説明もございましたが、そのあたり、補足することがあればお願いします。

(室 長)

今ほど5条について特にご説明させていただきましたけれども、公開、非公開についても

う少しお話をさせていただきたいと思います。

公開、非公開については5条の但し書きに定めてあるとおりで、昨年度までは、その但し書きを踏まえて、専門部会については非公開とするというように運用を行ってきました。しかしながら、冒頭にご説明申し上げましたとおり、中央最低賃金審議会の全員協議会、ここでは、今年、ランク付けを変更するとか、審議会の運営について見直しを図るというような議論を行ってきたわけですけれども、その中で審議会については公開するということが決定されました。議論の透明性を確保するという観点、それから率直な意見を阻害しない、このような二つの観点を踏まえて、全員協議会において公開するということが決定されました。ただし、公開するというのは、公・労・使の三者が集まって議論を行う部分とされており、です。ですので、公・労・使の三者が集まって議論を行う部分について公開ということで、7月に開催された第1回中央最低賃金審議会において決定されたということです。

公開するというのは、具体的にどのようなことであるかということをご説明申し上げます。一つは、会議の傍聴です。公示により傍聴者を募って、審議状況を傍聴していただくということが一つ。それから、もう一つが議事録の公開、議事内容をホームページに掲載すること。この二つを公開とさせていただいております。この二つのことについて、繰り返しになりますけれども、第1回の審議会で決定したということです。

一方で、この専門部会は、本審議会とは別の独立した規程が定められていますので、2回目以降の公開の可否判断については、この専門部会で決めるべきであるということも確認されたところです。つきましては、この専門部会において、2回目以降の公開の可否について、議論いただきたいと思います。

(部会長)

ありがとうございました。ただいま運営規程並びにその運営規程に基づく本会議の公開のあり方についての事務局の説明でございました。先ほど冒頭に説明がございましたが、運営規程をご覧いただくと、第5条で会議は原則として公開とするということになっております。第8条にございますが、部会長選出までの間は部会長を最低賃金審議会会長と読み替えるという規定がございますので、先ほど事務局の説明にありましたとおり、第1回の本会議については、この規程に基づき審議会長が公開すると決定して現在公開されているところでございます。これ以降の公開のあり方について、第5条に基づき部会長である当職が判断させていただきたいと思いますが、判断に先立ちまして皆様のご意見などがございましたら。事務局としては、透明化の流れもあるので公開ということをお願いできればという意向が今示されたところでございます。

そのほか、専門部会の規程などについてもよろしいでしょうか。

それでは、本年度につきましても、今確認いただきました運営規程に基づいて会議を進行していくことといたします。また、公開につきましても、当専門部会自体が最低賃金審議会令第5条第2項及び第6条第6項の規定に基づき、公・労・使それぞれの委員が出席したうえで3分の1以上の出席がなければ会議は成立しないということになりますので、公・労・使の三者が集まって議論を行う部分というのは、即ち本専門部会ということになりますので、本専門部会は公開するというところで進行してまいります。

その会議の中で、例えば具体的な個人名が出ることなどにより、それを公開することが適当でないと判断する際は、随時非公開にすることも今後あるかもしれませんが、当座は公開ということで傍聴人を募ったうえで進めてまいりたいと、非公開としては行わないということ考えていますので、よろしくお願いします。よろしいでしょうか。それでは、事務局もそのように、次回以降の傍聴の公募など、よろしくお願いします。

それでは、続きまして、本専門部会の運営について、そのほか、事務局より説明をお願いいたします。

(室 長)

そのほかの運営について、2点ご報告をさせていただきたいと思います。一つは、審議会令第6条第5項の取り扱いについてです。二つ目が、最低賃金法第25条に基づく関係労働者及び関係使用者に対する意見聴取について、この2点についてご説明したいと思います。

まず1点目の最低賃金審議会令第6条第5項の規定についてです。お手元に最低賃金決定要覧がございましたら、149ページに審議会令第6条第5項が記載されておりますので、ご参考にお読みいただければと思います。第6条第5項では、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」と定められております。もう少し言いますと、この専門部会で決定したことは、本審に戻さずに、この専門部会の決定が本審の決定になるという趣旨のものです。平成27年度から新潟県最低賃金審議会の審議におきましてもこれを適用して、専門部会で全会一致した場合に限り審議会の決議とする取り扱いとなっております。本年度も第1回の最低賃金審議会において本取り扱いについてご了承いただいておりますことをご報告いたします。

2点目でございます。関係労使の意見聴取についてです。最低賃金法第25条第5項に基づく関係労働者及び関係使用者に対する意見聴取につきましては、第4回の審議会でご確認いただきましたことから、事務局において最低賃金法施行規則第11条第1項に基づいて、令和5年8月23日水曜日から9月12日火曜日正午までを期限として必要な公示を行ったほか、当局のホームページに掲載して広く意見を求めました。結果として、期限までに意見は提出されませんでした。

以上、報告いたします。

(部会長)

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問などがあればお願いします。

ただいま事務局から説明がありましたとおり、本専門部会において全会一致で議決したときは、それをもって審議会本審の議決に代えるということになっておりますので、私としてもぜひ全会一致を目指して、全会一致というのは、欠席者がいてもよろしいのですよね。反対者がいなければと解釈してよろしいですね。やむを得ない所用により欠席される方も今後の会であるかもしれませんが、欠席者がいても全会一致は成立すると、反対者が一人でもいれば成立しないということで、確認をしておきたいと思います。あくまで本専門部会の議事は最低賃金審議会令第5条第3項、第6条第6項により多数決主義とはなっていますが、部会長としても全会一致を目指したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、会議の実質的な中身に先立ちまして、運営方法などについて議論してまいりましたが、よろしいでしょうか。では、中身の部分に入って、さっそくですけれども入っていきたいと思います。

次、議題(3)でございます。新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金額の改正について、これを議題といたします。今日は事務局より多数の資料が提出されておりますので、その辺りの説明をお願いいたします。

(室 長)

続いて私から説明申し上げます。資料のそれぞれの説明に入る前に、資料 11 に申出書が添付されております。この電子部品・デバイス等製造業の専門部会でご審議いただくまでの経過について、若干触れさせていただきたいと思っております。この専門部会でご審議いただく手続き的な部分です。改めておさらい的にお話をさせていただきます。

まず、意向表明、毎年3月の本審の中で、この金額改正の必要性、あるいは新しい業種、こういうものの新設があるのかどうかという意向表明を3月の審議会において行っていただく。これが一つです。その後、申出、正式な申請、これは大体7月の中旬から下旬にかけて申出が行われます。この申出がきちんと要件を満たしているかどうかの審査を事務局でさせていただきます。そして、その申出が正しいものということであれば、今度、審議会で金額改正の必要性があるかどうかということについて、局長が審議会に諮問を行って、審議会でご議論いただく。そして審議会で必要性があるということであれば、それを答申して、今度は金額の審議を行ってくださいという諮問を局長が審議会に行う。そして、同時にこの

専門部会の設置についても審議会で決定する。そのような流れです。そういう流れを経て、今日、この専門部会を設置してご審議いただいているということをご承知いただきたいと思います。

この申出書についてですけれども、まずその申請についての要件をクリアしているかどうかというところですが、ここに数字がありますけれども、適用労働者数の3分の1以上の同意が必要だということでございます。1万9,620分の7,261という数字があります。1万9,620というのは適用労働者数です。この最低賃金決定要覧の54ページに、電気・デバイスの表がありますけれども、そこに掲げています数字、これが適用労働者数です。7,261というのは、今回、労働協約ケースですけれども、協約を結んだ労働者の方の数ということです。これが、3分の1以上認められたということで、申請について事務局で正当なものとして審査を行ったということです。

それから、その次ですけれども、4番の申出の理由、5番の2行上です。もっとも低い労働協約の金額ですが、これは1,021.88円となっております。それから、今回ご審議いただくに当たって、最低賃金、今回は965円になりましたけれども、これを上回る金額ということになってきますので、そこはご注意くださいと思います。いずれにしても、この申出に基づいて正式な審議を経て、今日、この専門部会でご審議いただくことになったということをご説明したいと思います。

それでは、資料3番以降について説明したいと思います。主に経済指標が資料に添付されております。まず資料3ですが、日銀の10月2日の経済動向ということです。県内の景気は、原材料高の影響などを受つつも、緩やかに持ち直しているという評価をしています。下にあります新潟財務事務所についても、企業の景況感は上昇調に転じているということが評価されております。

それから、資料4ですけれども、新潟県の経済状況、日銀が出されたもう少し細かい資料ということになります。この7ページのところに電子部品・デバイスの記述があります。電子部品・デバイスは、増勢が鈍化しているというような評価をしている記述が見受けられます。

早足ですみませんが、資料5です。新潟県鉱工業指数、これは新潟県の統計課が出している指標です。これは、平成27年を100とした指数となっております。2ページ目を見ますと、新潟県全体、それから全国の状況が数値化されております。新潟県の数字は、生産では90.1、昨年と同じ時期が97.9ですので、若干落ちているという形です。出荷については91.5、昨年同期比の数字は95.1になっております。同じく在庫は94.1ですが、昨年同期比が90.3。全国的なものは、生産は103.6、去年の同月比、同じ比較を見ると97.1、出荷に

ついて 102.8 ですが、去年は 95.2、在庫は 106.7、昨年が 99.6 と、全国的には伸びているという形になっています。

その下の概況の のところとみると、在庫の数値が業種別に書いてありますけれども、電子部品・デバイス工業、電気・情報通信工業、これについては在庫が上昇しているというような評価が記載されております。

それから 7 ページのところですがけれども、先ほど概略は申し上げましたけれども、電気・情報通信、電子部品・デバイスの生産指数です。こちらの季節調整値、一番下の数字ですがけれども、90.7、それから電子部品・デバイスの 121.2 という数字になっています。これについても前年度比を見ると、電気・情報通信は 88.3 です。今年が 90.7 ですがけれども 88.3、電子部品・デバイスについては 135.5 と、電子部品・デバイスは昨年水準より少し落ち込んでいるという形になっています。同じように出荷、それから在庫の数字もそれぞれご覧になっていただきたいと思います。

続きまして資料 7 が新潟県における最低賃金の推移ということでございます。皆様ご承知のとおり、10月1日から 931 円、前年比プラス 41 円という数字でこの 10月1日から適用しております。

続きまして資料 8 が電子部品・デバイスのこれまでの特定最低賃金の推移ということになっています。これは、ご覧いただければと思います。

それから資料 9 ですがけれども、賃金改定状況調査結果についてです。これは、賃金の実額の昨年と今年の比較の数字ということでございます。全国調査で対象業種は全産業、対象規模は 30 人未満という数字です。第 4 表の 、 6 ページになりますけれども、ここの B ランクが新潟県が属しているランクで、左のほうの数字を見ますと、B ランク、令和 5 年 6 月が 1,356 円、その左の令和 4 年の 6 月は 1,329 円と、この間の賃金上昇率が 2.0 だということがお分かりになるとと思います。2.0 の下の下の数字が 2.1、全国の平均賃金上昇率は 2.1 となっております。

以上、概括で恐縮ですが、詳細は後ほどご覧になっていただきたいと思います。なお、資料 10 については、基礎調査結果については、後ほど賃金指導官からご説明したいと思います。

最後になりますが、全国の今日現在、今日までの特定最低賃金の結果について資料をお配りいたします。この後、第 2 回、第 3 回でも、そのときの状況について、このようにお配りしてご説明したいと思います。まず、注意していただきたいのは、これはまだ決定額ではありません。それぞれ答申がこの額になっているということです。答申の後、審議会を経て正式決定ということですので、取り扱いについてはご注意ください。ご承知の

とおり、電気機械については、全国 47 都道府県で、すべての都道府県で特定最低賃金が適用されています。そのうちの今回は、10 の都道府県について額が決定されたということです。これをご参考にされたうえで、ご審議を進めていただきたいと思います。私からは、以上になります。

(部会長)

ありがとうございました。最後に、特定最低賃金、電気機械の全国の状況ということで資料の提出がございましたが、これは局長の最終決定は得ていないけれども、公開の場で行われている専門部会で決定されたことという認識でよろしいわけですね。先ほど取り扱いに注意するというのでしたけれども、非公開という意味ではなくて、決定されたものではないので、その辺りの解釈についてはご注意願いたいという趣旨で受け取りました。会議自体は公開されているので、調べようと思えば調べられる数字ですね。ありがとうございました。

では、一括して基礎調査の結果についても、まず報告していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(賃金指導官)

私からは、最低賃金基礎調査結果につきまして、ご報告させていただきたいと思います。皆様のお手元にお配りしております資料の 10 をご覧いただけますでしょうか。少し縦横で見にくくて申し訳ありません。この資料につきましては、新潟県の特定最低賃金でありまして、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に従事する労働者にかかわる令和 5 年度最低賃金に関する基礎調査結果を集計した資料になります。調査対象は、全企業の日本産業分類の E 28、E 2941、E 297 を除く E 29 並びに E 30 における新潟県全域の労働者数 100 人未満の 123 事業所、2,397 名の労働者からの令和 5 年 6 月分の賃金額にて集計を行っております。

4 ページからの総括表(1)につきましては、規模別、年齢別に集計したものでございます。また、19 ページからの総括表(2)につきましては、性別、年齢別で集計したものになります。4 ページに戻っていただきまして、総括表(1)も(2)も同じ作りになっているのですが、表の左側には時間当たり所定内賃金額を記載しております。1,015 円までは 1 円刻み、その後は 1,016 円から 1,019 円、1,020 円から 1,099 円までは 10 円の刻みの区分となっております。左上部にあります計の合計数字は、復元後の対象産業全体の労働者数となります。なお、18 歳未満、または 65 歳以上、雇い入れ後 6 か月未満の方で技術習得中の労働者は、特定最低賃金の適用除外年齢となることから、いずれの表にも計上されておらず、さらに清掃、または片付けの作業等の適用除外業務に該当する方は、すべて除いて集計

を行っています。

次に、本調査をもとに最低賃金に達していない労働者の割合、いわゆる未満率は、4ページの表からは、現在特定最低賃金が965円でございますので、964円の区分の欄の労働者の割合となります。累積の労働者数とすると1,053名で、率からすると12.8パーセントです。この総括表は細かいことでもありますので、22ページからの最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表を見ていただければ、現在の965円から1円ごとの引上げ額に応じた影響率と未満労働者数が記載されています。

以上、簡単ではございますが、調査結果の説明とさせていただきます。

(部会長)

ありがとうございました。ただいま事務局からは、資料4から14まで、最後の日程意外の説明をしていただきました。併せて追加資料として、特定最低賃金電気機械全国の状況という資料を提供していただきました。ただいまの事務局からの説明等につきまして、ご意見等がございましたらお願いします。

先ほど、私も気になったところを1点質問させてもらいました。資料11に関連していくつか数字が出てまいりました。先ほどの説明、現在適用されている法定最低賃金965円、これを上回る額でというようなことをおっしゃられていたと思うのですが、あくまで本最低賃金は県最賃、931円を上回る、だから必ずしも上げるという話ではなくて、あくまで改定の審議で、そこはフリーハンドということによろしいのですよね。現在964円で、電気の最低賃金は965円ですけれども、あくまで額の改定の審議で、額の改定の審議として考えられるのは、県最賃を下回ると発効できないということになるので、県最賃931円を下回ることはできないと。事実上できないと。現在は965円で、この改定についての審議を我々に求められていて、あくまで今までずっと引き上げられてきたという歴史はありますが、必ずしも引上げでなければいけないという話でもないわけですよね。一応、確認しておきたいと思います。改定の審議ですから。

(室長)

法律上は。

(部会長)

今までも他の特定最賃審議で据え置きが適当だというような答申が出た年もあったかと私は記憶していますが、各種商品小売で、ですので、あくまで改定の審議をした結果、据え置きということもあり得るということですね。一応、法律上は。

(室長)

そうですね。

(部会長)

それを受けたくて、局長が最終判断をするということですね。

(室 長)

そうですね。一言言わせていただくのであれば、改定の必要性ありというように審議会でご審議いただいたわけですから、1円以上が相当なのかなと。

(部会長)

事務局というか、局長の意向としてはそうかもしれないけれども、あと、労働協約の最高額が1,021.88円という値もございまして、これも協約ケースであることから、この額を法律上の絶対的な上限額とまでは言わないけれども、配慮したうえで審議願いたいということですね。

(室 長)

そうですね。特定最低賃金の制度の性格として、せっかく労使が労働協約を結んでいただいた、その金額を上回るということは、労働協約が無効になるということですので、それはいかななものかなというような考え方を持ち合わせているということですよ。

(部会長)

県最賃が931円、そして現在の特定最賃の965円、そして申出書にあります労働協約の最低額である約1,021円、この三つの額を配意したうえで審議願いたいということですね。ありがとうございました。

そのほか、ございますでしょうか。資料の詳細につきましては、今後の具体的な金額審議の中で、また随時説明を求めることも可能かと存じますので、随時よろしくお願ひします。それでは、このすべての資料を審議の中身の検討材料にすることにしまして、今後審議を進めてまいりたいと思います。

事務局の説明は以上となりますので、事務局からは、本日、特定最低賃金の改正に向けた基本的なお考え、ご意見等について労使双方から話を聞きたいということをお願いしてきたと存じます。そこで、皆様からのご意見をまず拝聴したいと思います。よろしいでしょうか。それでは、改定の申出が労働者側からということでございますので、まず労働者側からご意見をいただければと存じます。

(梅野委員)

よろしくお願ひします。労働者側からの主張といたしましては、まず特定最低賃金については、都道府県内のすべての労働者に適用されるセーフティーネットである地域別最低賃金とは異なり、年齢、18歳未満、そして65歳以上を除外することや、業務ですね、主として軽易な業務に従事する者や技能習得中の者を除いて、特定した当該産業の基幹的労働者

の最低賃金であります。従って、地域別最低賃金よりも相対的に高い水準の確保が不可欠であると考えております。

同一企業、団体におけるいわゆる正規雇用労働者と非正規労働者で働く労働者間の不合理な待遇差の解消を目指し、パートタイム、有期雇用労働者向けの法が改正、施行されております。特定最低賃金は、同一労働同一賃金推進法の付帯決議において、欧州において普及している協約賃金が雇用形態間で基本給格差を生じにくくさせている機能を果たしていることを鑑み、我が国においても特定最低賃金の活用について検討を行うこととされていることから、その役割が益々重要になってきております。

電気産業の従業員数は、全国平均で製造業の約 15 パーセントを占め、新潟県の製造業における電気産業の従業員数は 18.44 パーセントです。製品出荷額は 17 パーセント、生産額は 18 パーセント、付加価値額は 15 パーセントを占めております。このように、電気産業は県内における主要産業であり、雇用者数のみならず生産額、出荷額などにおいても他産業と比較してウエイトが高く、地域経済における重要な役割を担っております。一方で電気産業は大手企業から中小零細企業まですそ野が広い産業構造になっているため、事業の公正競争の確保を図るうえで法定電気最低賃金の改善が不可欠であります。

社会のデジタル化、脱炭素化に対する期待が高まっております。また、第四次産業革命と呼ばれる I o T やビッグデータ、ロボット、人工知能などの急速な発展を受けて、電気産業としてこれらの技術、社会状況の動向を見極め、電気産業がもつ高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを活かし新たな価値を生み出していくことが期待されております。このように、経済成長、社会への貢献等、新たな雇用の創出に寄与することが期待されている電気産業の継続的な発展を支える優秀な人材の確保の面からも、特定電気最低賃金の金額改正の取組が必要であります。

なお、マクロベースで労働時間当たりの付加価値額、国内総生産を見ますと、電気産業は、全産業と比べて約 60 パーセント、製造業と比べて約 40 パーセント上回っております。雇用者報酬額を見ると、全産業と比べて約 20 パーセント、製造業と比べて約 10 パーセント上回っております。さらに新潟県の経済動向は、2023 年の企業経常利益、日銀短観の資料では、全産業で前年比 20.6 パーセントの増益、これは 2022 年度です。製造業では約 40 パーセントの増益、2023 年の計画は、製造業で約 20 パーセント強の減益計画となっております。ただし、昨年この時期の経済動向を見ると、全産業で 5.3 パーセントの減益計画でありました。製造業で 10 パーセントの減益計画となっておりますが、結果は全産業で 20.6 パーセントの増益、製造業で 40 パーセントの増益であったため、この現在の計画に目を奪われてはいけなないと考えております。鉱工業指数を見ますと、電気・情報は 2017 年度比 90

パーセント程度で数年横ばいをしております。電子部品・デバイスは 120 パーセント程度で非常に好調であるということです。消費者物価指数と見ますと、総合指数で前年度同月比 2.8 パーセントの上昇、生鮮食品を除くと 2.7 パーセント、生鮮食品・エネルギーを除くと前年同月比 3.8 パーセントの上昇と、依然物価は上昇しております。企業もエネルギー価格の上昇で企業収益を圧迫していること、そしてカーボンニュートラルの取組負荷が増大していることも重々承知しておりますが、最終的には価格転嫁を含めて対応することができると考えております。しかしながら、最低賃金近傍で働く方々には、これを乗り切るために賃金アップが必要となります。そのためにも、企業の状況と消費者物価指数の動向を踏まえた金額の改正が必要と考えております。

今年の電機連合の春闘については、賃金水準改善額 7,000 円でした。これは水準改善額ですので、定昇込みにすると 1 万円を超える賃上げがなされたものと推察しております。企業内最低賃金についても 7,000 円アップされております。電機連合においては、ここ 3 年ほどで企業内最低賃金を高卒初任給に合わせ込んでいるという取り組みも始めたところであります。また、連合新潟集計の月例賃金の引き上げは、9,116 円と聞いております。県内にも賃上げに対する意識が強まっているものではないかと考えておりますし、優秀な人材の確保のため、企業の考え方が大きく変わってきているのではないのでしょうか。優秀な人材を確保するためには、魅力的な賃金が必要との思いは大きいと思います。特定最賃は、産業の状況を示す一つの指標となっていると考えております。今後は各産業で人材の取り合いの状況となります。電気産業として表向きに見える賃金水準を確保し、今どきの若者が求める働きやすい産業になろうと意思をもって取り組んでいる姿、そして社会や地球環境に貢献できる産業であることを示し、魅力的な産業だと認知されていく取組と併せて、特定電気最低賃金を改正していくことも併せて必要と考えております。

以上のことから、本年の審議においても皆さんの知見を伺いながら、審議会での論議を尽くして全会一致に向けて努力してまいります。よろしく申し上げます。以上です。

(部会長)

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして使用者側委員、高橋委員、よろしく申し上げます。

(高橋委員)

一般社団法人新潟県電子機械工業会の高橋です。昨年に引き続き、委員を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

私どもの業界を取り巻く状況でございますけれども、先ほど梅野委員からも振れたように、電気料金、ガソリンなどのエネルギー価格の高止まりが企業収益を圧迫しているという

状況が家計以上に厳しく、地場の企業がコロナ禍後の景気回復というものを実感できる状況にはないと考えております。併せまして、第一次石油ショックからちょうど50年、まさに同じ時期に中東での戦火拡大、これが先行きを不透明にしています。ウクライナ侵攻の今後の推移と併せまして、エネルギー価格だけではなく、原材料価格全般の上昇が懸念されていると考えております。国内、県内の課題に目を向けますと、人口減少、特に生産年齢人口の減少は非常に厳しい問題だと考えております。すでに女性や高齢者の就業は限界に近づいていると、今後の大きな増加は期待できないという見方がございます。本筋であります生産年齢人口については、すでに1990年代半ばにピークに達して、これからは減少が加速度的に進むと言われております。ある試算によりますと、2020年から2030年までの減少幅に比べて、その次の10年、2030年から2040年までは倍速の減少となるという見方もございます。当工業会もそうですけれども、人手の不足、人員の確保難は以前から深刻でございまして、各企業あの手この手で人材確保に取り組んでおります。併せてロボットなどに置き換えることができる工程はどんどんそういうところへの投資も進めております。本県は、高校や専門学校を終えると首都圏などへ進学、就職を目指す若者が多いわけですけれども、問題は、東京などの大都市圏の大学を卒業してそのまま大都市圏に就職し、本県に帰ってこない、故郷に帰ってこない。特に女性がそういうパターンになっております。これは、広報等を見るとはっきり出ておりますけれども、このために県内では結婚難ですとか出生数の顕著な減少などが流れておりまして、全国でも有数の厳しい人口減少に直面していると思っております。今後さらに厳しくなる人口減少、人材の慢性的な不足に対応するためには、先ほど申し上げましたような生産工程の自動化への投資と併せまして、限られた人材の能力アップ、リスキリングが非常に重要だと認識しています。企業はすでに相当な投資もしておりますけれども、今後はさらにコストがかかります。新興国との差別化を図るため、社員に求められる能力のハードルが上がると見ております。

昨年この部会における議論でも、近年の最低賃金の上昇についていけない企業も増えまして、先ほどご説明にあった未満率、賃金アップの最低賃金のアップの影響を受けていないであろう従業員が増加している点、私どもご指摘させていただきました。これからさらに進む人口減少社会というのは、人材の無駄遣いを許さない社会と言えるかもしれないと思います。例えば賃金競争と、それについていけない企業の淘汰、それは貴重な労働力を安易に使うことを防ぐ一つのメカニズムになる、そういう厳しい言い方もあるかもしれません。そういう場合であればなおさらのこと、企業が社会的責任を果たすという意味でも、リスキリング、従業員の職業人としての能力向上、人づくりにしっかり取り組める体制を、財源も含めまして社会全体で構築していく必要があると、そういう時期だと考えております。

先行きは不透明で、エネルギー価格の上昇、高止まりにより今後企業収益が圧迫される、そういう中で、今後の人口減少という長期的な大きな課題に対応していく、企業も従業員も持続性のある歩みを進めるために、これからの今後のこの部会での議論をお願いしたいと思っております。終わりに一言ですけれども、中小の企業、現場ではなかなか厳しい思いで耐えておられる、そういうことも含めまして、ぜひ現場の状況等も踏まえまして議論を進めていければと思っています。よろしくお願いいたします。

(部会長)

ありがとうございました。

労働者側委員、使用者側委員、双方の意見をいただきました。そのほかの委員の方々、重ねてご意見などがございましたら伺っておきたいと思いますが、あるいは今のご意見に対するご意見でもけっこうですけれども、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。当専門部会としては、今お話しいただきました基本的な考え方を踏まえたくて、具体的に労使双方から本年度の改定額としてあるべき数字を提示していただいたうえで議論を進めていくと、すり合わせていくというような作業を本年度も行っていきたくと思います。つきましては、労使双方から金額の提示をしていただく必要がございます。そこで、労使双方、金額など、今、相手方の意見も出ましたので少し考えていただきたいということで、議論も行き詰まっておりますので、暫時休憩ということにします。では、休憩にします。

(休憩)

(部会長)

それでは、休憩前に引き続き専門部会を再開いたします。専門部会におかれましては、労使の基本的なお考えを今お聞きしました。次回、基本的な考えを踏まえたくて、具体的な数字を労使双方に提示していただいて、金額交渉を進めてまいりたいと思いますので、労使双方それぞれ打ち合わせのほどよろしくお願いいたします。

それでは、議題3は本日はこの程度に留めまして継続審議ということで、引き続き議題4その他ということで、日程案の説明ですか、よろしくお願いいたします。

(事務局)

資料 15、最後の1枚を見てください。今後の日程になります。第2回が10月19日木曜日の、時間は13時30分、場所はここになります。それから、第3回の予定については、10月26日木曜日、時間は同じく13時30分で、場所はここ労働局会議室になります。それ

から、正式な開催通知は今後随時発出していきたいと思いますけれども、皆様宛てにメールで送信いたしますので、よろしく願いいたします。あと、添付で最終出欠確認の表も添付いたしますので、随時出していただければと思います。日程については、以上になります。

(部会長)

資料 15に基づきまして今後の日程案ですね、2回目、次回を10月19日13時半から、3回目を10月26日13時半から、いずれもこの場所で行うという日程案が提示されました。この日程で差支えなどはいかがですか。現状、委員の皆さん、参加していただけるという予定になりましたので、この日程に沿いまして次回以降進めてまいりたいと思いますので、お手続きをよろしく願いします。

ほか、委員の皆様から何かございますでしょうか。

それでは、本日の議題、継続審議も含めまして、これですべて終了ということになります。次回、先ほども申し上げましたけれども、特定最低賃金の改正に向けて具体的な金額の審議に入ってまいりたいと存じますので、労使双方打ち合わせのほどよろしく願いします。また、労使双方、今日は事務局から資料が多数提供されましたが、労使双方、資料、もし本専門部会に提出するものがございましたら、早めに事務局にお出しいただくと、こちらとしてもありがたいと思います。なお、会議は公開の場で行われていますので、資料を提出する際は、事務局とも相談していただいて、今回の資料でも例えば陰影の部分などは黒塗りして本委員会に出していますので、本委員会に出る以上は公開になりますので、その前の段階でどこまで、黒塗りしたうえで資料を提出していただくのは差支えないかと思っておりますので、もしそういう個人的な給与などの資料などがあればですけれども、そういうところを配慮いただいたうえで事務局と相談していただいて、当委員会に提出していただければと思います。よろしく願いします。

それでは、本日の議事はこの程度ということで、本専門部会を終了いたしたいと存じます。それでは、マイクを事務局へお返しします。

(事務局)

お疲れさまです。では、これにて第1回の電気・デバイスの専門部会を終了いたします。先ほどの説明のとおり、第2回は10月19日木曜日、1時30分からここで開催いたしますので、よろしく願いいたします。以上、お疲れさまでした。